

# 意見書

平成16年8月16日

総務省 総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒960-8165

ふくしま よしくら よした

福島市吉倉字吉田40

ふくしまけん じどうしゃ かいぎしょ

財団法人 福島県自動車会議所

さとう えいいち

会長 佐藤 栄一

☎ [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会最終報告書（案）」に関し、

別紙のとおり意見を提出します。

( 別 紙 )

当会議所は、福島県内における自動車関係団体の連絡調整・協調に資するために必要な施設である福島県自動車会館を所有し、自動車の流通に関する調査、

研究及び運輸行政の円滑な運営に協力することで、公共の福祉、自動車ユーザーの利便に寄与することを目的に活動している団体です。

このたび公表された「最終報告書(案)」の内容を見てみると、免許不要局からの利用料徴収も考えておられるようであり、自動車関係でいえば、ETC

・無線LAN・車載レーダーなどは帯域非占有型に当たると整理されておりますが、徴収するとはっきりとは言ってないものの、対象外とも明記されおりません。

よって、当会議所は、以下の理由から免許不要局から電波利用料を徴収することには、強く反対いたします。

( 理 由 )

1. 自動車関係税は、9種類、9兆円の徴収額で、総税収の12%に当たると言われており、ユーザーに輪を掛けて負担を強いることになる。
2. 官民一体となって、ETC、ITS、ASVなどの普及、技術開発、商品化に取り組んでいるが、この動きに水を差すことになる。